



Global Tax Update

ドイツ

税理士法人トーマツ

2015年4月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

ドイツ財務省:2015年税制改正案を公表、オーナーシップ変更による繰越欠損金利用制限の緩和、ほか

ドイツ財務省は、2015年予算の中で承認されなかった事項を含む税制改正案を公表した。

2015年2月20日、ドイツ財務省は、もともと2015年予算にあったが先送りされていたいくつかの施策を含む税制改正案を明らかにした。ただし、これには、同じく先送りされていたアンチハイブリッドルールやアンチダブルディップルールの導入などは含まれていない。

(1) 2015年税制改正案の主な項目

1) オーナーシップ変更ルールに関するグループ内再編の例外規定の拡大

オーナーシップ変更ルールにおいては、「有害なオーナーシップの変更」とされる場合には、繰越欠損金、繰越利子および当期損失は消滅する。ただし、2010年に導入されたグループ内再編に係る例外規定を充足する場合には消滅しない。当該規定に基づくと、譲渡および譲受法人の双方を、直接または間接に100%保有する唯一の株主が存在する場合には、有害なオーナーシップの変更とはみなされなくなる。

現行の規定の文言およびドイツ税務当局の解釈によれば、究極の親会社が、トランザクションに含まれている場合は、通常、究極の親会社には上場

会社のように2以上の株主が存在するので、グループ内再編の例外規定は適用されない。

ドイツ財務省案によれば、100%保有の究極の親会社が含まれる譲渡、および究極の株主がパートナーシップ、もしくは個人の場合のトランザクションにまで、グループ内再編の例外規定が拡大されている。改正案の中身は、2014年に議論されたものと同じである。

改正法は、2009年12月31日後発生した株式譲渡まで、さかのぼって適用することが予定されている。

2) パートナーシップにより不動産が保有される場合の不動産移転税

不動産を保有するパートナーシップの持分の95%以上を、5年以内に、直接または間接に新たなパートナーに譲渡した場合には、不動産移転税が発生する。当該ケースにおいて、不動産保有パートナーシップが、当該不動産を新たなパートナーシップに譲渡したものと擬制される。

2013年の連邦税務裁判所の決定によれば、不動産を保有するパートナーシップの間接的な持分変更の判定については、「経済的」アプローチが採用され、パートナーシップ・法人ともに、透明な(パス

スルー性がある)ものとして扱われるとされていた。連邦税務裁判所は、さらに、不動産を保有するパートナーシップの直接のパートナーについて直接または間接に100%の持分変更する場合に、不動産移転税法における「究極のオーナーシップ変更テスト」の規定に基づく間接的な持分変更として認められるものとしていた。

これに対し、改正案は、連邦税務裁判所のアプローチを廃止、税務当局のポジションを成分化するものとなっている。税務当局および改正案の文言によれば、不動産を保有するパートナーシップに関し、パートナーが法人の場合と、パートナーシップの場合で異なるテストが適用される。当該パートナーが法人の場合には、95%以上の当該法人の持分が、直接または間接に新しい株主に譲渡されるときに、間接持分譲渡とみなされる。一方で、パートナーシップがパートナーのときは、不動産保有パートナーシップに対するパートナーのプロラタ間接持分に基づいて、有害な持分譲渡が生じているか判定される。

改正案の文言は2014年のものと同じであり、改正法は、施行後に行われる持分譲渡から、適用される見込である。

3) 組織再編における対価

2014年のときと同様に、改正案は、非課税組織再編において、現金や貸付金などの株式でない対価を譲受法人から譲渡人に対して与えることに対する制限規定を含んでいる。改正案は、現物出資される資産の簿価の25%または、300,000ユーロを制限としている。この限度額を超える場合には、当該トランザクションは課税対象となる。

当該規定は、2014年12月31日後に行われるトランザクションから遡及して適用される見込である。

(2) 2015年税制改正案に含まれていない項目

2015年税制改正案には次の事項が含まれていない。

1) アンチハイブリッドルールおよびアンチダブルディップルールの導入

当初の改正案のように、連邦政府は2015年に公表されるBEPS(Base Erosion and Profit

Shifting: 税源侵食と利益移転)の報告書について議論し、その最終提言をどのようにドイツの法律に適用するかを検討するタスクフォースを設置している。法制化へのアクションは、2015年後半か2016年と予想される。

2) 株式譲渡に係るキャピタルゲインの95%免税適用における最低10%の株式保有要件の導入

改正案は、2015年第2四半期に、投資関連税制の改正事項の一つとして明みになると見込まれている。

3) EU法に基づく源泉税の還付請求の対応を連邦税務署に集約化

当該ポイントについて議論するためにタスクフォースが設置されている。

連邦政府は、3月25日に改正案をさらに進める意思決定を行い、正式な法制化プロセスに入っている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche GmbH, Japanese Services Group
Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474 skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ
東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。